

●新旧対照表

四万十町公告式条例

改正後	改正前
(条例の公布) 第2条 (略) 2 条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示して行う。 (1) (略) (2) <u>大正地域振興局</u>前の掲示場 (3) <u>土和地域振興局</u>前の掲示場	(条例の公布) 第2条 (略) 2 条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示して行う。 (1) (略) (2) <u>大正総合支所</u>前の掲示場 (3) <u>土和総合支所</u>前の掲示場

四万十町行政組織条例

改正後	改正前
(課の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、町に次に掲げる課を置く。 総務課 <u>危機管理課</u> 企画課 税務課 <u>町民環境課</u> 健康福祉課 農林水産課 商工観光課 建設課 上下水道課 (分掌事務) 第2条 前条に規定する各課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 総務課 (1) 議会及び条例、規則並びに行政一般に関する事項	(課の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、町に次に掲げる課を置く。 総務課 企画課 <u>管財契約課</u> 税務課 <u>町民課</u> <u>環境課</u> 健康福祉課 農林水産課 商工観光課 建設課 上下水道課 (分掌事務) 第2条 前条に規定する各課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 総務課 (1) 議会及び条例、規則並びに行政一般に関する事項

改正後	改正前
(2) 人事、給与その他職員に関する事項 (3) 予算及び財務に関する事項 <u>(4) 秘書、儀式、栄典、褒章及び表彰に関する事項</u> <u>(5) 文書、行政手続、情報公開及び個人情報保護の総括に関する事項</u> <u>(6) 財産（町税及びこれに附帯する債権を除く。）の総括に関する事項</u> <u>(7) 動産及び不動産の借上げの総括に関する事項（他の課の主管に属するものを除く。）</u> <u>(8) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事項（他の課の主管に属するものを除く。）</u> <u>(9) 財産（立木を除く。）及び借上げ建物に係る災害共済及び損害保険に関する事項</u> <u>(10) 庁舎（支所及びこれらに附属する施設を含む。）の整備及び維持管理並びに各課等の配置に関する事項</u> <u>(11) 庁内取締りに関する事項</u> <u>(12) 入札及び契約に関する事項</u> <u>(13) 他の課の所管に属さない事項</u> <u>危機管理課</u> <u>(1) 危機管理、国民保護に関する事項</u> <u>(2) 消防、水防、防災、防犯に関する事項</u> <u>(3) 交通安全に関する事項</u> <u>企画課</u> (1) 町政全般に対する町民の要望及び町民協働の推進に関する事項 (2) 行政施策の総合的な企画立案及び調整に関する事項 (3) 広報、広聴及び地域自治に関する事項 (4) 情報化施策の企画調整及び行政情報ネットワークの管理運用に関する事項 (5) 行政経営改革及び合併調整に関する事項 (6) 広域行政に関する事項 (7) 公共交通に関する事項 (8) 統計に関する事項 (9) 国際交流及び地域間交流に関する事項 (10) 地域振興に関する事項 (11) 文化振興に関する事項	(2) 人事、給与その他職員に関する事項 (3) 予算及び財務に関する事項 <u>(4) 消防、水防、防災、防犯及び交通安全に関する事項</u> <u>(5) 秘書、儀式、栄典、褒章及び表彰に関する事項</u> <u>(6) 文書、行政手続、情報公開及び個人情報保護の総括に関する事項</u> <u>(7) 他の課の所管に属さない事項</u> <u>企画課</u> (1) 町政全般に対する町民の要望及び町民協働の推進に関する事項 (2) 行政施策の総合的な企画立案及び調整に関する事項 (3) 広報、広聴及び地域自治に関する事項 (4) 情報化施策の企画調整及び行政情報ネットワークの管理運用に関する事項 (5) 行政経営改革及び合併調整に関する事項 (6) 広域行政に関する事項 (7) 公共交通に関する事項 (8) 統計に関する事項 (9) 国際交流及び地域間交流に関する事項 (10) 地域振興に関する事項 (11) 文化振興に関する事項 <u>管財契約課</u> <u>(1) 財産（町税及びこれに附帯する債権を除く。）の総括に関する事項</u>

改正後	改正前
税務課 (1) 町税及び県民税に関する事項 (2) 国民健康保険税に関する事項 (3) 固定資産に関する事項 (4) 税外債権の滞納整理及び処分に関する事項 <u>町民環境課</u> (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事項 (2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項 (3) 老人保健医療に関する事項 (4) 後期高齢者医療に関する事項 (5) 人権対策及び男女共同参画に関する事項 <u>(6) 児童福祉及び母子福祉に関する事項</u> <u>(7) 環境に関する事項</u> <u>(8) 公害の防止に関する事項</u> <u>(9) 四万十川対策に関する事項</u> 健康福祉課 (1) 健康及び保健衛生に関する事項 (2) 診療所、へき地医療及び救急医療等に関する事項 (3) <u>高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉及び母子保健その他社会福祉に関</u>	<u>(2) 動産及び不動産の借上げの総括に関する事項（他の課の主管に属するものを除く。）</u> <u>(3) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事項（他の課の主管に属するものを除く。）</u> <u>(4) 財産（立木を除く。）及び借上げ建物に係る災害共済及び損害保険に関する事項</u> <u>(5) 入札及び契約に関する事項</u> <u>(6) 国土調査に関する事項</u> <u>(7) 法定外公共物に関する事項</u> <u>(8) 庁舎（総合支所及びこれらに附属する施設を含む。）の整備及び維持管理並びに各課等の配置に関する事項</u> <u>(9) 庁内取締りに関する事項</u> 税務課 (1) 町税及び県民税に関する事項 (2) 国民健康保険税に関する事項 (3) 固定資産に関する事項 (4) 税外債権の滞納整理及び処分に関する事項 <u>町民課</u> (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事項 (2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項 (3) 老人保健医療に関する事項 (4) 後期高齢者医療に関する事項 (5) 人権対策及び男女共同参画に関する事項 <u>(6) 児童福祉のうち保育所及び子育て支援に関する事項</u> <u>環境課</u> <u>(1) 自然環境の保全に関する事項</u> <u>(2) 環境衛生に関する事項</u> <u>(3) 公害の防止に関する事項</u> 健康福祉課 (1) 健康及び保健衛生に関する事項 (2) 診療所、へき地医療及び救急医療等に関する事項 (3) <u>高齢者、障害者、児童及び母子福祉その他社会福祉に関する事項（保</u>

改正後	改正前
<u>する事項（保育所に関する事項を除く。）</u> （４） 介護保険に関する事項 農林水産課 （１） 農業及び畜産業に関する事項 （２） 森林及び林業に関する事項 （３） 水産業に関する事項 （４） 食料及び食品産業に関する事項 商工観光課 （１） 商業及び工業に関する事項 （２） 観光に関する事項 （３） <u>労働及び消費者に関する事項</u> 建設課 （１） 道路及び河川に関する事項 （２） 漁港及び土地改良に関する事項 （３） 住宅及び建築に関する事項 （４） 都市計画及び都市整備に関する事項 （５） 農山村整備に関する事項 （６） 公園及び緑地に関する事項 <u>（７） 国土調査に関する事項</u> <u>（８） 法定外公共物に関する事項</u> 上下水道課 （１） 上水道及び簡易水道に関する事項 （２） 下水道及び農業集落排水施設に関する事項	<u>育所及び子育て支援に関する事項を除く。）</u> （４） 介護保険に関する事項 農林水産課 （１） 農業及び畜産業に関する事項 （２） 森林及び林業に関する事項 （３） 水産業に関する事項 （４） 食料及び食品産業に関する事項 <u>（５） 自然保護に関する事項</u> 商工観光課 （１） 商業及び工業に関する事項 （２） 観光に関する事項 （３） <u>新エネルギーに関する事項</u> <u>（４） 労働及び消費者に関する事項</u> 建設課 （１） 道路及び河川に関する事項 （２） 漁港及び土地改良に関する事項 （３） 住宅及び建築に関する事項 （４） 都市計画及び都市整備に関する事項 （５） 農山村整備に関する事項 （６） 公園及び緑地に関する事項 上下水道課 （１） 上水道及び簡易水道に関する事項 （２） 下水道及び農業集落排水施設に関する事項

四万十町支所及び出張所設置条例

改正後	改正前																					
(名称、位置及び所管区域)	(名称、位置及び所管区域)																					
第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。																					
<u>(1) 支所</u>																						
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>四万十町大正地域振興局</td><td>四万十町大正380番地</td><td>合併前の大正町の区域</td></tr><tr><td>四万十町十和地域振興局</td><td>四万十町十川145番地 3</td><td>合併前の十和村の区域</td></tr></table>	名称	位置	所管区域	四万十町大正地域振興局	四万十町大正380番地	合併前の大正町の区域	四万十町十和地域振興局	四万十町十川145番地 3	合併前の十和村の区域	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>四万十町大正総合支所</td><td>四万十町大正380番地</td><td>合併前の大正町の区域</td></tr><tr><td>四万十町十和総合支所</td><td>四万十町十川145番地 3</td><td>合併前の十和村の区域</td></tr><tr><td>四万十町興津出張所</td><td>四万十町興津1567番地</td><td>四万十町興津</td></tr></table>	名称	位置	所管区域	四万十町大正総合支所	四万十町大正380番地	合併前の大正町の区域	四万十町十和総合支所	四万十町十川145番地 3	合併前の十和村の区域	四万十町興津出張所	四万十町興津1567番地	四万十町興津
名称	位置	所管区域																				
四万十町大正地域振興局	四万十町大正380番地	合併前の大正町の区域																				
四万十町十和地域振興局	四万十町十川145番地 3	合併前の十和村の区域																				
名称	位置	所管区域																				
四万十町大正総合支所	四万十町大正380番地	合併前の大正町の区域																				
四万十町十和総合支所	四万十町十川145番地 3	合併前の十和村の区域																				
四万十町興津出張所	四万十町興津1567番地	四万十町興津																				
<u>(2) 出張所</u>																						
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>四万十町興津出張所</td><td>四万十町興津1567番地</td><td>四万十町興津</td></tr></table>	名称	位置	所管区域	四万十町興津出張所	四万十町興津1567番地	四万十町興津																
名称	位置	所管区域																				
四万十町興津出張所	四万十町興津1567番地	四万十町興津																				
(任務)	(任務)																					
第3条 支所の担任意務は、おおむね次に掲げるとおりとする。	第3条 総合支所の担任意務は、おおむね次に掲げるとおりとする。																					
(1) 地域の実情及び要望に即応した住民起点の行政を推進すること。	(1) 地域の実情及び要望に即応した住民起点の行政を推進すること。																					
(2) 地域における住民の総合窓口及び責任窓口となること。	(2) 地域における住民の総合窓口及び責任窓口となること。																					
(3) 地域審議会、地域における地区（自治区）支援の拠点となること。	(3) 地域審議会、地域における地区（自治区）支援の拠点となること。																					
(4) 地域内における総合的な企画立案を行うこと。	(4) 地域内における総合的な企画立案を行うこと。																					
(5) 地域の目標実現に向けて地域振興計画を推進すること。	(5) 地域の目標実現に向けて地域振興計画を推進すること。																					
(6) 地域の行政機関及び公の施設の連携を推進すること。	(6) 地域の行政機関及び公の施設の連携を推進すること。																					
(7) <u>その他町長が必要と認めること。</u>	(7) <u>地域の所管に属する町有林の活用を図ること。</u>																					
2 (略)	2 (略)																					

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員長	月額 63,000円	四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第44号）に規	教育委員会委員長	月額 63,000円	四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第44号）に規
教育委員会委員	月額 47,000円		教育委員会委員	月額 47,000円	
選挙管理委員会委員長	日額 8,000円		選挙管理委員会委員長	日額 8,000円	
選挙管理委員会委員	日額 7,000円		選挙管理委員会委員	日額 7,000円	

改正後			改正前		
代表監査委員	月額	44,200円	代表監査委員	月額	44,200円
議員のうちから選任する監査委員	月額	37,000円	議員のうちから選任する監査委員	月額	37,000円
農業委員会会長	月額	47,000円	農業委員会会長	月額	47,000円
農業委員会会長職務代理	月額	38,000円	農業委員会会長職務代理	月額	38,000円
農業委員会部会長	月額	38,000円	農業委員会部会長	月額	38,000円
農業委員会委員	月額	37,000円	農業委員会委員	月額	37,000円
固定資産評価審査委員会委員	日額	7,000円	固定資産評価審査委員会委員	日額	7,000円
行政区長	基本額・年額	10,000円	行政区長	基本額・年額	10,000円
	世帯数割・年額	1,200円		世帯数割・年額	1,200円
区長連絡会会長	年額	80,000円	区長連絡会会長	年額	80,000円
区長連絡会委員	年額	50,000円	区長連絡会委員	年額	50,000円
選挙長・開票管理者	選挙1回につき	10,600円	選挙長・開票管理者	選挙1回につき	10,600円
投票所の投票管理者	日額	12,600円	投票所の投票管理者	日額	12,600円
期日前投票所の投票管理者	本庁・ <u>地域振興局</u> の場合		期日前投票所の投票管理者	本庁・ <u>総合支所</u> の場合	
	日額	11,100円		日額	11,100円
	その他の場合			その他の場合	
	日額	8,200円		日額	8,200円
投票所の投票立会人	日額	10,700円	投票所の投票立会人	日額	10,700円
期日前投票立会人	本庁・ <u>地域振興局</u> の場合		期日前投票立会人	本庁・ <u>総合支所</u> の場合	
	日額	9,500円		日額	9,500円
	その他の場合			その他の場合	
	日額	7,000円		日額	7,000円
開票・選挙立会人	選挙1回につき	8,800円	開票・選挙立会人	選挙1回につき	8,800円
社会教育指導員	月額	131,400円	社会教育指導員	月額	131,400円
(略)			(略)		

四万十町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

改正後	改正前
(縦覧の場所及び期間) 第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。 (1) 四万十町役場<u>町民環境課</u> (2) (略) 2 (略) (意見書の提出先及び提出期限) 第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。 (1) 四万十町役場<u>町民環境課</u> (2) (略) 2 (略)	(縦覧の場所及び期間) 第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。 (1) 四万十町役場<u>環境課</u> (2) (略) 2 (略) (意見書の提出先及び提出期限) 第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。 (1) 四万十町役場<u>環境課</u> (2) (略) 2 (略)

四万十町環境基本条例

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条—第6条） 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条・第8条） 第3章 <u>四万十町環境審議会</u>（第9条—第15条） 第4章 環境の保全及び創造に関する施策等（第16条—第24条） 第5章 雑則（第25条） 附則	目次 第1章 総則（第1条—第6条） 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条・第8条） 第3章 <u>四万十町環境保全審議会</u>（第9条—第15条） 第4章 環境の保全及び創造に関する施策等（第16条—第24条） 第5章 雑則（第25条） 附則

改正後	改正前
(庶務) 第15条 審議会の庶務は、<u>町民環境課</u>において行う。	(庶務) 第15条 審議会の庶務は、<u>環境課</u>において行う。

四万十町災害対策本部設置条例

改正後	改正前
(組織) 第2条 災害対策本部は、本庁に災害対策本部を各<u>地域振興局</u>に災害対策本部の支部を置く。 2～5 (略)	(組織) 第2条 災害対策本部は、本庁に災害対策本部を各<u>総合支所</u>に災害対策本部の支部を置く。 2～5 (略)

四万十町地域審議会条例

改正後	改正前
(所掌事務) 第4条 審議会は、関係区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>地域振興局</u>の機能配置及び組織・機構に関する事項 (5) (略) 2 (略) (庶務) 第9条 審議会の庶務は、関係区域を管轄する企画課又は<u>地域振興局</u>の地域振興を担当する部署において処理する。	(所掌事務) 第4条 審議会は、関係区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>総合支所</u>の機能配置及び組織・機構に関する事項 (5) (略) 2 (略) (庶務) 第9条 審議会の庶務は、関係区域を管轄する企画課又は<u>総合支所</u>の地域振興を担当する部署において処理する。

四万十町集会所等条例

改正後				改正前			
別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）				別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）			
名称	位置	利用時間	所管課	名称	位置	利用時間	所管課
(略)				(略)			
四万十町興津中央集会所	四万十町興津 2092番地 5	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	町民環境課	四万十町興津中央集会所	四万十町興津 2092番地 5	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	町民課
(略)				(略)			
四万十町大正北ノ川多目的集会所	四万十町大正北ノ川363番地 5	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	大正地域振興局地域振興課	四万十町大正北ノ川多目的集会所	四万十町大正北ノ川363番地 5	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	大正総合支所産業建設課
四万十町江師生活改善センター	四万十町江師178番地 7	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	大正地域振興局地域振興課	四万十町江師生活改善センター	四万十町江師178番地 7	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	大正総合支所産業建設課
四万十町大正大奈路集会所	四万十町大正大奈路714番地 1	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	大正地域振興局地域振興課	四万十町大正大奈路集会所	四万十町大正大奈路714番地 1	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	大正総合支所地域振興課
四万十町瀬里集会所	四万十町瀬里53番地 2	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	大正地域振興局地域振興課	四万十町瀬里集会所	四万十町瀬里53番地 2	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	大正総合支所地域振興課
四万十町小野農業構造改善センター	四万十町小野428番地 2	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	十和地域振興局地域振興課	四万十町小野農業構造改善センター	四万十町小野428番地 2	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	十和総合支所産業建設課
四万十町十和東部地区交流センター	四万十町浦越108番地	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	十和地域振興局地域振興課	四万十町十和東部地区交流センター	四万十町浦越108番地	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	十和総合支所産業建設課
四万十町河内集会所	四万十町河内185番地 2	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	十和地域振興局地域振興課	四万十町河内集会所	四万十町河内185番地 2	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	十和総合支所産業建設課
四万十町井崎集会所	四万十町井崎1165番地 1	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	十和地域振興局地域振興課	四万十町井崎集会所	四万十町井崎1165番地 1	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	十和総合支所産業建設課
四万十町十和川口集会所	四万十町十和川口131番地 1	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	十和地域振興局地域振興課	四万十町十和川口集会所	四万十町十和川口131番地 1	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	十和総合支所産業建設課
四万十町里川入会林総合利用センター	四万十町里川543番地 1	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	十和地域振興局地域振興課	四万十町里川入会林総合利用センター	四万十町里川543番地 1	午前 8 時 30 分から 午後 10 時まで	十和総合支所産業建設課